

## 駐車場管理規程

### （目的）

第1条 この規程は、広島国際空港株式会社および広島国際空港株式会社が運営を委託した者（以下、両者を「管理者」という。）が管理するお客様駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （契約の成立）

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

### （名称）

第3条 駐車場ならびに管理者の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名、住所は、別表第1に掲げるとおりとする。

### （供用時間）

第4条 駐車場の供用時間は24時間とする。

2 前項の規定にかかわらず管理者は、やむを得ず供用時間を変更することがある。

### （供用休止）

第5条 管理者は、次の各号に掲げる場合は、駐車場の全部もしくは一部について供用を休止し、車路の通行止め等を行い、駐車位置を変更し、または駐車車両の退避を要請することがある。

- （1） 災害または事故により駐車場の施設もしくは器物が損壊、または損壊するおそれがあるとき。
- （2） 保安上供用の継続が適当でないとき。
- （3） 工事、清掃等を行うため必要があるとき。
- （4） 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上特に必要があるとき。

### （駐車車両の種類）

第6条 駐車場を利用できる車両は、道路交通法第2条第1項第9号の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）及び第10号の原動機付自転車とする。

### （駐車料金）

第7条 駐車料金（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）は、別表第2に掲げるとおりとする。

### （駐車料金の減免）

第8条 管理者は、特に必要と認めた場合に駐車料金を割引または無償とすることができる。

### （駐車料金の徴収猶予）

第9条 管理者は、利用者にやむを得ない事情があると認めるときは、第21条の規定にかかわらず、駐車料金の徴収を猶予して出場させることができる。

（駐車時間の計算）

第10条 駐車時間は、駐車場への入場日時から駐車場からの出場日時までとする。ただし、事前精算機において支払いをした場合は、その支払い日時までとする。

（身体障害者等割引）

第11条 利用者は、次の各号に該当する事実を証明するものを呈示した上で、本人確認ができた場合は、その者が乗車する車両（ただし、営業行為の一環として使用する車両及び大型自動車を除く。）の駐車料金については、第7条の規定にかかわらず、別表第3に記載の料金から半額の割引を申し出ることができる。

- （1） 身体障害者手帳の交付を受けている者
- （2） 療育手帳の交付を受けている者
- （3） 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- （4） その他前各号に準ずる手帳の交付を受けている者

（不正利用者に対する割増料金）

第12条 管理者は、利用者が不正な方法により駐車料金の全部または一部の支払いを免れたときは、免れた金額の2倍に相当する割増駐車料金を徴収する。

（入場及び駐車位置）

第13条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 利用者は、管理者が駐車券の提示を求めたときは、これに応じなければならない。
- （2） 利用者は所定の駐車枠内または管理者が指示あるいは誘導した場所に駐車しなければならない。
- 2 管理者は、管理上必要がある場合は、駐車場の出入口の一部を閉鎖する事ができるものとする。
- 3 車いす使用者等の身障者および歩行困難な高齢者及び松葉杖使用者等の利用者が駐車する場合は、身障者区画を利用することができる。この場合、駐車中は標章を必ず掲出しなければならない。標章とは、公安委員会から交付された「駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車の標章」の事をいう。

（入場拒否）

第14条 管理者は、駐車場が満車であるとき駐車受付を停止するほか、次の各号に該当する場合は、駐車拒否し、または駐車場への入場を拒否することができる。

- （1） 運転者が酒気を帯び、または無謀な運転をするおそれがあるとき。
- （2） 著しい騒音若しくは臭気を発し、または多量の排気ガス等を出すとき。
- （3） 駐車場の施設若しくは器物をき損し、または汚損するおそれがあるとき。
- （4） 他の車両及びその積載物若しくはその取り付け物をき損し、または汚損するおそれがあるとき。
- （5） 車両が引火物、爆発物その他の危険物を積載し、または取り付けているとき。
- （6） 非衛生的なものを積載し、若しくは積載物から液汁を出しているもの、または積載物をこぼすおそれのあるもの。
- （7） 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車しているとき。
- （8） 正当な理由がなく、刃物、棒その他の人に危害を加えるおそれのある物を持ち込んでいるとき。
- （9） その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

（駐車場内の通行）

第15条 利用者は、駐車場内の車両通行について、道路交通関係法令の定めに従うほか、次の各号を守らなければならない。

- （1） 駐車場内では、徐行運転をすること。
- （2） 追越しをしないこと。
- （3） 駐車位置を離れる車両の通行を優先させること。
- （4） 警笛をみだりに使用しないで静かに運転すること。
- （5） 標識の表示または管理者の指示に従うこと。

（禁止行為）

第16条 駐車場内において、次の各号に掲げる行為（管理者の承認を受けた場合を除き）をしてはならない。

- （1） 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物等をき損し、または汚損すること。
- （2） 喫煙または火気を使用すること。
- （3） たばこの吸いがら、紙くず、空きかん等その他不潔な物を捨てること。
- （4） 他の車両の通行及び駐車を妨げること。
- （5） 他の利用者に対する寄付の要求、物品の販売、ビラ等の配布、車両受渡等の営業行為及びこれらに類する行為をすること。
- （6） 駐車場内及び駐車車両内で宿泊すること。
- （7） 出入場時以外に原動機をみだりに作動させること。
- （8） 車両に燃料を補給し、または車両から燃料を抜き出すこと。
- （9） 利用者以外の者が、駐車場に立ち入ること。
- （10） 駐車位置以外の場所または車路をみだりに使用すること。
- （11） 道路運送法に基づく旅客自動車運送事業としての営業行為を行うこと。
- （12） 前各号に掲げるもののほか、管理者の業務または他の利用者の妨げとなる行為をすること。

（交通事故等の届出）

第17条 利用者は、次の各号に掲げる場合は、ただちに、管理者に届け出なければならない。

- （1） 駐車場において交通事故をひき起こしたとき。
- （2） 駐車場の施設若しくは器物または他の車両、その積載物若しくは、その取り付け物を滅失、き損または汚損したとき。
- （3） 駐車場内の車両、その車両の積載物若しくは取り付け物に異常を発見したとき。
- （4） 駐車場において事故、火災または犯罪行為を発見したとき。

（事故に対する措置）

第18条 管理者は、第17条各号の届出があったときまたは第17条各号に掲げる事実を発見したときは、速やかに必要な措置を取る。

（出場）

第19条 駐車料金の支払いは、駐車場出口ゲートまたは事前精算機において駐車券等をもって行うこと。  
2 第11条に規定する割引の適用は、駐車券および身体障害者手帳等の割引に必要となる書類をもって管理者の指定する場所で申し出ること。

3 事前精算機での駐車料金の支払い後、車両を駐車場から出場させるまでに15分を超えた場合は、利用者は、第7条に定める時間に応じた駐車料金を、駐車場出口ゲートにおいて支払うこと。

4 管理者は、利用者から駐車料金の支払いを受けた際に、利用者の要望に応じて領収書を交付する。

(退去等)

第20条 管理者は、第14条、第16条の各号に該当する車両および第15条の各号に該当しない車両に対し、駐車場からの退去等の措置を講ずることができる。

(出場拒否)

第21条 管理者は、出場しようとする車両が次の各号に該当するときは、出場を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出場時に所定の額の駐車料金を納付しないとき。
- (3) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出場申請)

第22条 利用者は、駐車券を紛失したときは、出口精算機の紛失ボタンを押して表示された料金を支払うものとする。出口精算機の紛失ボタンを押しても料金が表示されなかった場合は、備え付けのオートフォン(緊急電話)にてコールセンターに連絡をし、指定された料金を支払うものとする。

(駐車期間)

第23条 利用者は、連続して30日以上駐車することはできない。ただし、利用者が事前にコールセンターに申し出た場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第24条 管理者は、次の各号によって生じた車両または利用者の損害については、管理者に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故。
- (2) 当該車両の積載物または取り付け物が原因で生じた事故。
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故。
- (4) 第5条に規定される供用休止等。
- (5) 第20条に規定にされる管理者が講じた措置。
- (6) 第26条に規定される車両の調査。
- (7) 第27条に規定される車両の移動。

2 利用者は、故意または過失によりこの駐車場の諸設備または他の駐車中の車両等に損害を与えたときは、遅滞なくその損害を管理者または他の被害者に賠償しなければならない。

#### （引取りの請求）

第25条 予め管理者への届出を行うことなく第23条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこの利用者に対して通知または駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないときまたは管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知または駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議または請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意または重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

#### （車両の調査）

第26条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者または所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

#### （車両の移動）

第27条 管理者は、第20条または第25条第2項および第3項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知しまたは駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

#### （車両の処分）

第28条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、または管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知または駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者に通知しまたは駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知しまたは駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

#### （実施に関し必要な事項）

第29条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

#### （裁判管轄）

第30条 この規程に関する争いは、広島地方裁判所または管理者の所在地を管轄する簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

別表第 1（第 3 条）

|      |          |                           |
|------|----------|---------------------------|
| 駐車場名 |          | 広島空港駐車場・第 2 駐車場           |
| 所在地  |          | 広島県三原市本郷町善入寺              |
| 管理者  | 名称       | 広島国際空港株式会社                |
|      | 所在地      | 広島県三原市本郷町善入寺 64 番地 31     |
|      | 代表者      | 代表取締役社長 中村 康浩             |
|      | 管理受託者名   | タイムズ 2 4 株式会社             |
|      | 管理受託者所在地 | 東京都品川区西五反田 2 丁目 2 0 番 4 号 |

別表第 2（第 7 条）

| 時間        |        | 空港駐車場   |         | 第 2 駐車場 |
|-----------|--------|---------|---------|---------|
| 入場から      | 30 分まで | 無料      |         | 無料      |
|           | 1 時間まで | 200 円   |         | 100 円   |
| 以降 1 時間毎  |        | 200 円   |         | 100 円   |
| 24 時間毎の最大 |        | 通常期     | 多客期     | 800 円   |
|           |        | 1,200 円 | 1,600 円 |         |

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 予約サービス | 駐車料金に加え 1 利用 600 円（多客期 1,200 円） |
|--------|---------------------------------|

| 定期券種類 | 第 2 駐車場  |
|-------|----------|
| 1 ヶ月  | 8,000 円  |
| 2 ヶ月  | 16,000 円 |
| 3 ヶ月  | 24,000 円 |
| 6 ヶ月  | 40,000 円 |